

アスベスト対策工事に係る財政支援制度の概要

【公立学校】

1. 該当事業

学校施設環境改善交付金

大規模改造（質的整備）「イ 法令等に適合させるための施設整備工事」

（吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させるおそれがある場合）

2. 対象施設

公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

3. 国庫補助率

原則 1 / 3

※工事費が 400 万円以上の事業が対象

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む）

※学校施設環境改善交付金の改築や改修等の事業（「大規模改造（質的整備）イ」以外の事業）においても、対策工事費を補助対象経費に含めることが可能です。事前調査費用についても、対策工事の要否に関わらず、事業実施年度支出分に限り補助対象経費に含まれます。

【私立学校（専修学校含む）】

1. 該当事業

私立学校施設整備費補助金における「アスベスト対策工事」

（アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※）

※ 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項に定める「石綿等」。

2. 対象施設

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）、専修学校

3. 国庫補助率

大学等… 1 / 2 ※事業費の下限は設けない

高等学校等… 1 / 3 ※事業費の下限は設けない

幼稚園… 1 / 3

※事業費が 400 万円以上の事業が対象（令和 6 年度末までは、事業費の下限は設けない）

専修学校…専門課程 1 / 3、高等課程 2 / 9 ※事業費の下限は設けない

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、分析調査費用を含む）

【国立大学等（共同利用機関法人及び高等専門学校を含む）】

施設整備事業と併せて実施するアスベスト対策工事は国の財政支援の対象